

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年1月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県立美術館の観覧料におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託に係る業務

(2) 業務内容

静岡県立美術館の観覧料において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を実施するに当たり、必要となる業務を委託する。

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで（長期継続契約）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

(1) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格を有すること。（営業種目として総務事務、広告代理、イベント、調査として登録されていること。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準等

提出された企画提案書に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当課

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53-2

静岡県立美術館総務課

TEL 054-263-5755

FAX 054-263-5767

Eメール soumuPMA-shizuoka@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領及び企画提案書作成要領等の配布

ア 申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）による配布
令和4年1月14日（金）から令和4年1月20日（木）までの期間、無料で配布する。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/indexView>

イ 上記(1)での配布

令和4年1月14日（金）から令和4年1月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時00分まで、無料で配布する。

(3) 提出書類等

ア 提出書類

「静岡県立美術館の観覧料におけるキャッシュレス決済に伴う指定納付受託者選定に関する募集要領」のとおり

イ 提出期限

令和4年1月27日（木）の正午まで（参加申込書は郵送必着又は持参に限る。その他の提出書類はEメールによる提出も認める。）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを令和4年1月31日（月）に実施する。実施時間及び実施場所は別途通知する。

5 その他

(1) 詳細は、募集要領及び企画提案書作成要領等による。なお、本件に係る照会窓口は、上記4(1)に同じとする。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(5) 本契約は長期継続契約とする。